

## 大阪府北部を震源とする地震への対応について（要望）

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、児童 1 名を含む 4 名の尊い命を奪うとともに、多くの負傷者を出すなど、大地震の脅威を改めて浮き彫りにした。

国におかれては、地震直後から、被災者の救命・救助を最優先に、迅速な支援をいただき、本府としても地元自治体、関係機関と連携しながら、全力をあげて取り組んでいるところであるが、被災地の復旧復興が本格化するのはいずれからであり、今後、地震からの早期の復旧を可能なものとするため、下記のとおり要望する。

### 記

1 ブロック塀の撤去・改修等について、市町村立学校園や公立特別支援学校の学校施設の防災機能強化のための補助事業の補助要件の緩和、補助率の引上げを図り、公立高等学校及び私立学校園も補助対象に加えるとともに、施設の安全点検に要する経費に対する助成を新設するなど、早期に格段の財政支援を行われたい。

また、地震で被害を受けた給食調理にかかる電気・ガス・水道施設や、調理場の修繕、損壊した備品の購入にかかる費用等、給食再開に要した費用への財政支援を行われたい。

2 在籍する児童生徒に対するケアをきめ細かに行うことができるよう、被災校への教職員の加配措置を講じられたい。

3 被災した国指定文化財について、修理費用に対する補助率を引き上げるとともに、個人所有の文化財においては、全額を補助されたい。

また、補助対象となる文化財を自治体指定まで拡充されたい。

4 府立図書館において生じた柱の一部損壊、書架の破損等の被害にかかる補修、及び建物構造への損傷を確認するための点検にかかる費用に対する財政支援を行われたい。

また、府内の市町村立の社会教育施設に対しても、同様に復旧・補修や点検費用に対する財政支援を行われたい。

平成 30 年 7 月 25 日

大阪府教育委員会